

平成29年第 5回
総 会
5月

白井市農業委員会会議録

平成29年5月8日 開会

平成29年5月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成29年5月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	武 藤 栄 子
会長代理	川 上 洋
1 番	根 本 孝 一
2 番	福 田 孝 一
3 番	内 藤 秀 樹
4 番	宇 賀 義 則
5 番	鈴 木 二三男
6 番	押 田 勝 巳
7 番	中 村 教 雄
8 番	鈴 木 正 夫
9 番	山 口 幸 一
10番	林 榮 造
11番	芦 田 恵 子
13番	笠 井 行 雄

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 5月25日(木)

・事前審査会(案) 5月31日(水)

第3班 午前9時から 新庁舎3階会議室301

・総 会(案) 6月8日(木)

午後4時00分から

新庁舎3階会議室301

午後4時00分委員定数14名中14名出席したので議長が開会を宣言した。

武 藤 会 長 定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいのございますので、会議始めさせていただきます。

先日は忙しい中、新庁舎の内覧会ということで、出席いただきましてありがとうございます。

本日の総会より新しい会議室で会議を行うということで、改めて身が引き締まる思いでございます。

また、きのう、きょうと、中国大陸のほうから黄砂が飛んできているようです。

外に出るときは、皆さん気をつけて外に出てください。

それでは、会議を始めさせていただきます。

椅子にかけさせていただきます。

事 務 局 それでは、白井市農業委員会総会をお手元の次第に沿って開催させていただきます。

これよりの議事進行につきましては、武藤会長のほうにお願いしたいと思います。

武藤会長、お願いいたします。

武 藤 会 長 本日の出席委員は14名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより平成29年5月定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名者は、7番中村教雄委員、9番山口幸一委員お願いいたします。
説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番から3番まで、事務局より説明お願いいたします。

事 務 局 事務局の湯浅でございます。

お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

資料のページは1ページとなります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。平成29年5月8日提出。

白井市農業委員長、武藤栄子。

1番、神々廻字太田738番地2。

地目は田。地積は700平方メートルとなります。

権利者、柏市藤ヶ谷 番地、〇〇〇〇。

経営面積は60アール。

義務者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転（売買）となります。

2番、神々廻字太田739番地。

田。204平方メートル。

柏市藤ヶ谷 番地、〇〇〇〇。

経営面積は同じく60アール。

義務者につきましては、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転（売買）となります。

3番、神々廻字太田740番地、外5筆になります。

合計の面積は4,099平方メートル。

権利者につきましては、同じく〇〇〇〇。

経営面積は60アール。

義務者につきましては、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転（売買）となります。

1番、2番、3番につきましては、〇〇〇〇さんの農業経営の規模拡大によるものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

武藤会長 ありがとうございます。

議案第1号の2番につきまして、13番笠井行雄委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律24条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

笠井行雄委員、しばらくの間退席をお願いいたします。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

1番から3番まで順次、説明をお願いいたします。

内藤秀樹委員。

内藤秀樹委員 班長の内藤です。

調査報告をいたします。

議案第1号、1番から3番まで、3条申請にかかわる調査を一括で報告いたします。当日は、権利者〇〇〇〇さんの代理で、次男の〇〇〇〇さん、1番の義務者〇〇〇〇さん、2番の義務者〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、3番の義務者〇〇〇〇さんの代理人でもあります。

申請代理人の〇〇さん、不動産屋の〇〇さんの5人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約2.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、田の耕作前で、多少の草は生えていましたが、きれいにされております。

進入路については、県道により確保されております。

本件は、権利者〇〇〇〇さんが経営規模拡大のため、義務者〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは経営規模縮小、〇〇〇〇さんは担い手への農地利用集積のための所有権移転の許可申請です。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は養鶏農家で、所有している農機具は貨物車2台とトラクター1台ですが、他の農器具は、リースや水稻農家の友人に借りて行うそうです。

労働力は世帯員が4人で、権利者夫婦と次男の〇〇〇〇さんが農業に従事しています。年間従事日数ですけれども、養鶏という性格上365日、水稻では約180日を予定しています。

面積要件についても、下限面積50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番から3番まで関連性がありますので、一括で林榮造委員、お願いいたします。

林 榮造委員 神々廻地区担当の林でございます。

義務者の農地所有権移転について説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、同様のいきさつでありますので、まとめて説明いたします。

以前は、知り合いの人が耕作しておりましたが、その方が高齢になり耕作できないため、水田を返してもらったのですが、その後は耕作者が見つからず、現在に至っております。

今だったら、また水田に戻すことができると思い、今回、このような話がありましたので、担い手の育成、または農地保全ということも考え、話を進めたそうです。

次、〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さん所有の田んぼと一緒になっていますので、担い手の農地利用ということで話がまとまったそうです。

以上です。

武藤会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

はい、押田委員。

押田勝巳委員 押田ですけれども、この〇〇さんなのですけれども、養鶏農家ということで、ほかは何も農作物というか、野菜と田んぼは全然やっていない、経験がないみたいなのですけれども。

それで、結構距離もありますし、通い農業。

買い上げてやって、これ、その辺は問題ないのか。

林 榮造委員 ちょっといいですか。

武藤会長 はい、林委員。

林 榮造委員 〇〇〇〇さんは主に養鶏やっているのですが、畑も少しあるのですよね。奥さんが少しやっているので、例えば、卵の直売と野菜の直売一緒にやっているみ

たいです。

以上です。

武藤会長 何かほかにありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、芦田委員。

芦田恵子委員 芦田です。

今まで水田というのは、一切つくったことないのでしょうか。お米というのは、野菜をやっていたとあって、今の時代になって、なぜ米づくりに参入するのかなと思って、一度もつくっていない方が、まして距離が離れているところで機械をリースしてまで。

養鶏って大変だと思うのですよね。

まして、2万羽ですか。

これを家族で、7万羽、ごめんなさい。

その数をこなしながら、米づくりにあえて参入するというのは、その辺は何かお聞きになりましたのでしょうか。

武藤会長 はい、林委員。

林 榮造委員 会社員という方、名前忘れちゃいましたけれども、この方ともう一人いるのですよね。

2人で、1人が養鶏のほう手伝って、2人がやっているのかな。

それで、長男さんが農業が好きで、田んぼやりたいということを親に言っただけですよ。

それで、前々から水田を探していたそうですよ。

近くに、なかなか見つからないので、今回こういう仲買人さんが入ったところ、神々廻の田んぼを見つけたということで、話進めて、長男さんが主にやるようなこと言っていました。

川上会長代理 俺も言っている。

武藤会長 いいです。川上さん、どうぞ。

川上会長代理 いいですか、補足なのですけども。

この養鶏やっている人、自衛隊のちょっと先に、結構大きな卵屋さんというか、直売所持っていて、中で野菜売ったりなんかいろいろやっていて、お米もいずれはそこで売りたいというようなことをちらっと言っていました。

私、よくちょこちょこ行って、たまに寄ったり、本人とは会っていないのですけれども、お店は結構お客も入っているし。

もうちょっと先のほう行った卵屋さんですよ、水道局だっけ、のあるちょっとこっち側に。

武 藤 会 長 よろしいでしょうか。
 何かほかにありますでしょうか。
 何かありますか。
 ないようでしたら、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

武 藤 会 長 では、質疑が尽きたようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号
 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。
 1番から3番まで関連がありますので、一括で採決を行います。
 許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

武 藤 会 長 賛成全員です。
 議案第1号 農地法第3条の規定による1番から3番まで、許可申請について許可す
 ることに可決いたします。
 笠井委員の入室をお願いいたします。
 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を
 議題といたします。

 事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局、湯浅でございます。
 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。
 下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出い
 たします。平成29年5月8日提出。
 白井市農業委員会長、武藤栄子。
 1番、平塚字小森下、地番2358番の一部。
 地目、現況ともに田んぼ。
 地積1,252平方メートルのうち335.71平方メートル。
 権利者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。
 義務者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。
 申請事由、転用を伴う使用貸借権の設定（農業用倉庫）となります。
 以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。
 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

武 藤 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたしま
 す。

 内藤秀樹委員、お願いいたします。

内藤秀樹委員 班長の内藤です。

議案第2号、1番の農地法第5条の規定による転用許可申請について報告いたします。
審査資料4番をごらんください。

当日の出席者は、権利者〇〇〇〇さん本人と、義務者〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇〇〇測量代表取締役、〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、土地改良区農地なので、第1種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、既存の農業倉庫が1棟ありますが、稲作用の各種農器具が多く、米の保管場所が確保できず、自宅倉庫に移動させるなど作業効率が悪く、また規模拡大の計画等しているため、手狭になるため、当該申請地に新たな農業用倉庫として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は農業用倉庫ということですが、申請面積は通路を含めて、335.71平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金は、自己資金と、父親である義務者〇〇さんからの借入金で賄うというかたちです。

周辺農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないということです。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、福田孝一委員、1番説明をお願いいたします。

福田孝一委員 平塚区担当、福田です。

現状は、小さな農機具小屋があるという状態です。

隣、〇〇さんという方なのですけれども、そっちの方は、今何もやっていないので、耕作していない状態であります。

〇〇さんなのですけれども、30歳くらいから農業を始めまして、結構、土地改良区の平塚の長をやったりとか、周りからの信頼も厚いという、そういう農家で、一生懸命やっている方です。

米中心で、米が7町ぐらいあるということで、そのほかに野菜と梨をやっています。お父さんの〇〇さんも健在で一緒にやっています。

今の小さな農機具小屋では、班長の説明とダブりますが、どうしても農機具プラス米を置きたいということなのですが、置けない状態にありますので、それなので、どうしても倉庫を建てたいということです。

当初の計画では、囲いもなし、そういう状態なのですが、思ったよりも金銭が張ったということで、そういう状態ですが、いずれフェンスで囲って、泥棒よけ、そういうのを考えていますということです。

以上のことから、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

武藤会長 事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

何かご意見等ございませんでしょうか。

はい、根本委員。

根本孝一委員 根本です。

今回、農業用倉庫ということで、2,000万超えのかなりの投資だと思うのですが、田んぼ、畑、樹園地ということで、手広くはやっていると思うのですが、田んぼ、今の面積より、せっかくやるのですから、もっとどんどん規模拡大ということを考えていると思うのですが、その辺あれですかね、新しく借りられるようなところを何か探しているのでしょうかね。

以上です。

武藤会長 今の意見に対して何か。

福田さん、お願いします。

福田孝一委員 そちら辺までは、聞きそびれてしまいました。済みません。

武藤会長 済みません。事務局聞いていますでしょうか。

事務局 いいですか。

武藤会長 はい、お願いします。

事務局 事務局です。

事務局のほうでも、特段、今後の規模拡大について、具体的な計画等は聞いておりません。

ただ現状、7町やられている方ですので、今後まだ、かつ、現在〇〇さん、まだ40代の方ですから、今後、水稻に関して規模拡大していくものと判断してもいいのかという形で事務局では考えております。

以上です。

内藤秀樹委員 いいですか。

武藤会長 はい、内藤委員。

内藤秀樹委員 事業計画書の案の計画施設内容ですけれども、ここに農地の取得、経営規模拡大を計画していますというふうに書かれていますので、行く行くはだんだんとふやしていく予定なんじゃないかと思われます。

武藤会長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

根本孝一委員 はい。

武藤会長 それでは、押田委員。

押田勝巳委員 図面資料の4の3見てもらいたいのですけれども、結局、申請地が敷地に対して、すごい真ん中に造ってやるような形になっているのですけれども、そうすると、こっちあいたほうが、全然、変な形に残っちゃうので、これをこう端のほうにつるを寄せてつくるとか、そういう形には考えられないのかなと思って。

あいた農地は、それなりに利用できると思うのですけれども。

ただ、どういうあれで、ど真ん中につるをつくって、それで、手前左側にハウスがある。

多分育苗ハウスか何かじゃないかと思うのですけれども、何か中途半端、ど真ん中でやっているのですけれども、その辺何か聞いていますか。

武藤会長 はい、内藤委員。

内藤秀樹委員 その件につきましては、事前審査会でも本人に聞いたのですけれども、水路で囲まれているので、ぴっちり端に寄せると、水路に影響が出ちゃうらしくて、それで、やむを得ず真ん中にやったということでした。

押田勝巳委員 なるほど。

武藤会長 はい、ありがとうございます。

ほかに何かよろしいでしょうか。

ほかに何かありますでしょうか。

いかがでしょうか。

ないようでしたら、先に進ませていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

武藤会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

武藤会長 全員賛成です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

次に、議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題とい

たします。

1 番、2 番、事務局より説明お願いいたします。

事務局 事務局、湯浅でございます。

ページは3ページになります。

議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成29年度第2次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。平成29年5月8日提出。

白井市農業委員会、武藤栄子。

4ページにつきましては、協議文でございますので、説明を割愛させていただきます。

5ページをごらんください。

集積計画の一覧表となります。

利用権を設定する農用地、1番、木字野口下866番。

地目は畑となります。利用権設定面積につきましては1,813平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は畑作となります。

期間は3年。

賃料は2万円となります。

支払い方法は直接持参となります。

住所、白井市根 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積は466アール。

内容は継続となります。

2番、河原子字堂下82番地、外2筆となります。

地目は田んぼ。利用権設定面積につきましては、合計で1,557平方メートルとなります。

種類は賃貸借権。

内容は水稻。

期間は5年。

賃料につきましては、米30キロが3行ありまして、下の合計の90キロとなりますので、これは90キロの計という形で、資料のほう読んでいただければありがたいと思います。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者につきましては、白井市河原子 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積は495アール。

内容は継続となります。

以上で、議案3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

武藤会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番、2番、継続ですので、地区担当委員の説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

何かご意見ございませんでしょうか。

ないでしょうか。

ないようでしたら、次に進ませていただきます。

では、質疑がないようでございますので、議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

1番、2番、一括で採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

武藤会長 全員賛成です。

議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について、1番、2番、承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号 専決処分について。

事務局より説明をお願いいたします。

これからの予定も一緒をお願いいたします。

事務局 では、よろしいでしょうか。

事務局、湯浅でございます。

資料は6ページとなります。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分をしたので、これを報告いたします。平成29年5月8日提出。

白井市農業委員長、武藤栄子。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。

次のとおり専決処分をする。

白井市農業委員会事務局長、湯浅章吾。

①軽微な農地改良の届出。

1 番、根字東向井692番地1、外1筆。

地目、田。地積は合計で379平方メートルとなります。

土地の所有者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

申請事由、農地改良、露地野菜をつくるためと聞いております。

以上で、専決処分の報告となります。

続きまして、今後の予定でございます。

次第に戻っていただいて、6月の事前審査会、総会の日程について説明をさせていただきます。

申請の受付の締め切りは5月25日、木曜日とさせていただきます。

事前審査会につきましては5月31日、水曜日。

場所、時間等につきましては、午前9時から新庁舎3階、ここと同じ会議室となります。

こちらの担当は第3班となります。

総会につきましては、6月8日、木曜日、午後4時から、同じくこちらの301会議室となります。

事務局のほうは以上でございます。

武 藤 会 長

ほかにありますか。ないですか。

最後に何かありますか。

それでは、これで会議を終わらせていただきます。

長時間にわたりまして、慎重なる審議ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長	武藤栄子
------------	------

白井市農業委員会議事録署名人	中村教雄
----------------	------

白井市農業委員会議事録署名人	山口幸一
----------------	------